

記者会見資料

平成27年6月8日（月）

午前11時00分～

特別会議室

【開 会】

平成27年第2回天理市議会定例会を6月12日に招集する。

会期は、6月12日から6月29日までの18日間

【日 程】

別添のとおり

【提出案件】

- 議 案 5 件
 - ・ 補正予算 2 件
 - ・ 条例の制定等 3 件

- 報 告 4 件
 - ・ 平成26年度天理市繰越明許費繰越計算書等 3 件
 - ・ 出資法人の経営状況の報告について 1 件

平成27年 5月25日

関係者各位

総務部長

平成27年第2回天理市議会定例会の日程及び開会時刻について（通知）

本会議及び各委員会の開会時刻について、下記のとおり議会事務局から連絡がありましたので通知します。

記

| 6月5日(金) | 招集告示日 | 9時30分 | 10時 | 13時 | |
|---------|---------|--------------------|-------|------------|-----|
| | | 議運協議会 | 議 運 | 各常任委員会議案説明 | |
| 12日(金) | 招集 | 9時 | 9時30分 | 10時 | 11時 |
| | | 議運協議会 | 議 運 | 全体協議会 | 本会議 |
| 16日(火) | 再開 | 9時 | 9時30分 | 10時 | 11時 |
| | | 議運協議会 | 議 運 | 全体協議会 | 本会議 |
| 17日(水) | 文教厚生委員会 | 9時 | 9時30分 | | |
| | | 協議会 | 委員会 | | |
| 18日(木) | 経済産業委員会 | 9時 | 9時30分 | | |
| | | 協議会 | 委員会 | | |
| 19日(金) | 総務財政委員会 | 9時 | 9時30分 | | |
| | | 協議会 | 委員会 | | |
| 23日(火) | 再開・一般質問 | 9時 | 9時30分 | 10時 | |
| | | 議 運 | 全体協議会 | 本会議 | |
| 24日(水) | 再開・一般質問 | ※必要に応じて、議運、全協を開催する | | 10時 | |
| | | | | 本会議 | |
| 26日(金) | 再開 | 9時 | 9時30分 | 10時 | 11時 |
| | | 議運協議会 | 議 運 | 全体協議会 | 本会議 |

会期は、6月29日(月)までの18日間

- ※ 各部長は、関係協議会の開会時刻に6階ロビーで待機されるようお願いします。
- ※ 本会議は、「夏のエコスタイル・キャンペーン」期間中であることから、ノー上着とノーネクタイで出席していただきますようお願いします。
- ※ 議案説明会の開催場所について、文教厚生委員会は7階特別会議室、経済産業委員会は6階委員会室、総務財政委員会は6階協議会室で開催します。
- ※ 課長等の本会議の傍聴は、市庁舎1階 会計室内旧収入役室でお願いします。
- ※ 一般質問通告の締め切りは、6月16日(火)の正午まで（質問に対する市所管部説明は締切日の17時まで）です。

平成27年第2回天理市議会定例会提出予定案件

◎ 予算案

議案第41号 平成27年度天理市一般会計補正予算（第3号）

議案第42号 平成27年度天理市介護保険特別会計補正予算（第1号）

◎ 条例案

議案第43号 天理市個人情報保護条例の一部改正について

議案第44号 天理市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

議案第45号 天理市介護保険条例の一部改正について

◎ 報告

報告第1号 平成26年度天理市繰越明許費繰越計算書

報告第2号 平成26年度天理市水道事業会計予算繰越計算書

報告第3号 平成26年度天理市下水道事業会計予算繰越計算書

報告第4号 出資法人の経営状況の報告について

補正予算案の内容

議案第 41 号

平成 27 年度天理市一般会計補正予算（第 3 号）について

（1）歳入歳出予算の補正

歳入歳出それぞれに 46,719 千円を追加し、歳入歳出の総額を 26,995,770 千円とする。

（歳出の主な内容）

- | | | |
|------------|--|------------------|
| 新 1 | 地元公共事業に対する補助金（9 頁） | 8,964 千円 |
| | ○嘉幡町公共事業に対する補助金 （嘉幡町地元公共事業積立基金から同額の歳入あり） 北集会所改修工事 ・空調機入替工事等 ・トイレドア修理工事、畳表替え等 | |
| 2 | 介護保険特別会計への繰出金（10 頁） | 11,369 千円 |
| | ○低所得者介護保険料軽減措置に伴う一般会計繰出金の増加 （国庫負担 1/2、県負担 1/4、市負担 1/4） | |
| 新 3 | 塵芥処理事業及び塵芥処理施設整備事業（11 頁） | 24,544 千円 |
| | ○先進地視察 ○新施設建設検討関連委託料 ・測量業務 ・循環型社会形成推進地域計画策定等業務 | |
| 4 | 埋蔵文化財センター維持管理事業（12 頁） | 1,842 千円 |
| | ○埋蔵文化財遺物移転業務委託料 遺物等を既存施設に移転搬送し、遺物保管倉庫借上料の軽減を図る。 | |

（歳入の主な内容）

- | | | |
|---|-----------------------------|------------------|
| 1 | 国庫支出金及び県支出金（4 頁～6 頁） | 26,054 千円 |
| 2 | 地元公共事業積立基金繰入金（7 頁） | 8,964 千円 |
| 3 | 繰越金による財源調整（8 頁） | 11,701 千円 |

議案第 42 号

平成 27 年度天理市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

歳入予算の補正（財源内訳の変動）

介護保険の第 1 号被保険者保険料において、第 1 段階の保険料基準額に対する割合を 5 % 軽減する措置により、介護保険料を 11,369 千円減額し、一般会計繰入金と同額増額する。

条例案等の内容

◎ 条例案

議案第43号 天理市個人情報保護条例の一部改正について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が平成25年5月31日に公布され、本年10月以降国民一人ひとりに個人番号が付番されることに伴い、本市においても法の趣旨を踏まえ、新たに保有する個人番号について、その厳正な管理と適切な運用を行うための所要の改正

個人番号の個人識別性が高い情報という観点から、一般的な個人情報と比べてより厳格な目的外利用の制限や提供の制限等について規定

議案第44号 天理市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について

日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組みが、口腔の健康の保持及び増進に有効であることとし、平成23年8月10日に「歯科口腔保健の推進に関する法律」が制定されたことに伴い、本市においても法の趣旨を踏まえ、地方公共団体の責務として市民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を推進するための条例を制定

議案第45号 天理市介護保険条例の一部改正について

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による「介護保険法」の一部改正により、平成27年4月から低所得者の第1号保険料の軽減強化を行うこととされたことを踏まえ、平成27年度から平成29年度までの間において、介護保険料の軽減を行うための所要の改正

◎ 報 告

報告第 1 号 平成26年度天理市繰越明許費繰越計算書

報告第 2 号 平成26年度天理市水道事業会計予算繰越計算書

報告第 3 号 平成26年度天理市下水道事業会計予算繰越計算書

報告第 4 号 出資法人の経営状況の報告について

・一般財団法人天理市開発公社について

「脳の健康教室」 認知機能の向上で介護予防

平成 27 年 6 月 8 日
天理市 介護福祉課

(株)公文教育研究会と「脳の健康教室」開催

認知機能の向上が医療費に及ぼす影響を慶応大が調査

SIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)実証実験にも

1. 日 時 平成27年 7月 3日(金) スタート
2. 場 所 男女共同参画プラザほか
3. 内 容
 - ①くもん学習療法センターによる認知症予防プログラムを市の施設で実施し、先進的な認知症予防の実証実験とする。また、このプログラム導入による、高齢者の転倒等の事故防止による医療費の低減などの成果を慶応義塾大学の研究室が調査する。
 - ②SIB(ソーシャル・インパクト・ボンド)とは、社会的課題を解決する非営利事業に対し、成果を金額換算することで、行政からも民間からも資金を得やすくするもの。慶応大の調査結果によりSIBについても実証実験する。
 - ③天理市では大学や事業者と協力して「脳の健康教室」を行い、認知機能の向上が介護予防の推進につながることを検証し、国が取り組みを強化している今後の市の認知症ケアの取り組みに生かしたい考え。
4. その他

注釈：別途資料有り

本件に関する連絡先

天理市役所 健康福祉部 介護福祉課
課長 西田 克宏
担当 松田 衛
TEL 0743-63-1001(内線740)
FAX 0743-63-2344
E-mail:hokatsucare@city.tenri.nara.jp

天理市の「脳の健康教室」について

先進的な認知症予防の学習療法プログラムに取り組むことで、第1に認知症予防を、第2に地域の仲間づくり、第3に社会参加へのきっかけづくりにつながるよう進めていく考えです。(今回の「脳の健康教室」受講者には、この活動を自主的につづけたいという思いに支えられた「自主グループ活動」につながればと考えています。)

具体的活動内容

- ・週1回、5ヶ月間（教室の開催回数は7月3日から11月26日までの22回、学習実施は7月10日から11月19日までの20回）、受講者24名が通う教室を開催。
- ・1時限あたり12名の受講者を6名のサポーターでサポートする形を2時限（1時限は30分間）繰り返して実施する。
- ・教室の内容は、読み書き計算、すうじ盤、コミュニケーションで「脳機能を活性化」させるというもの。